

上伊那地域松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針

《上伊那独自基準》

1 目的

本指針は、地域の貴重な資源であるアカマツ林を松くい虫の被害から守るとともに、アカマツ材の有効活用を図るため、長野県が定める「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（以下、「県施業指針」と言う。）」3(1)イ及び5の規定により、上伊那地域の独自基準を定めるものである。

2 上伊那地域における地域区分

「県施業指針」の2に定められる地域区分は、別表に示すとおりとする。

また、上伊那地域における松くい虫被害の発生状況により、これを毎年度見直すこととする。

3 松くい虫未被害地域におけるアカマツ材の通過

(1) 6月1日から9月30日まで（4カ月間）

マツ材線虫病感染のきっかけとなるマツノマダラカミキリ（以下「カミキリ」と言う。）成虫の加害活動期間であり、感染拡大の恐れがあることから、被害材・未被害材とも原則通過を自粛することとする。

(2) 10月1日から5月30日まで（8カ月間）

樹液の漏出が確認できる未被害材のみ通過可能とする。

未被害木であることが確認出来なかったものについても、翌年の脱出時期までに破砕等の処理が確実に行われる場合に限り、原木の通過を可能とする。

なお、運搬車が通過する時には不要な駐停車をせず、速やかに未被害地域を通り抜けることとする。

(3) 破砕されたアカマツ材

被害材であっても、木材チップパーによる破砕で厚さ15mm以下にすることでカミキリは殺傷されることから、(1)及び(2)にかかわらず、適切に破砕されたチップ材での通過は通年可能とする。

4 被害地域及び危険未被害地域における残材枝条の処理

10月から2月の施業で、直径3cm以上10cm以下でやむを得ず林内に残置するものは、夏期にカミキリの産卵対象木とならないよう、長さ50cm程度に短く玉切り、材の乾燥を促進する。前述時期における直径10cm以上のもの及び、3月から9月の直径3cm以上のものは、県施業指針3(1)イの処理を行うこと。

5 その他

本指針は、上伊那地方松くい虫防除対策協議会の承認を経て適用する。2の地域区分の変更について、地域振興局は関係する市町村と共に被害先端地域の把握に努め、対策協議

会等を通じ周知を図る。

6 附則

本指針は、平成 20 年 11 月 12 日から適用する。

本指針は、平成 24 年 6 月 29 日改正。

本指針は、令和 2 年 12 月 11 日改正。

本指針は、令和 8 年 3 月 4 日改正。